

令和2年10月19日

30年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬 好春

会員の皆さまにいつも大変お世話になりありがとうございます。

引き続きコロナ感染防止対策を講じながら「令和2年度事業計画」に基づいた主な活動内容を第17回会報としてお届けさせて頂きました。

会員の皆様には引き続きのご支援、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

1.【第43回団体交渉】

〈第43回交渉状況〉左手前が斉藤調整官

〈交渉での掲示内容〉



第43回団体交渉を7月30日(火)東京のTKP神田ビジネスセンターで行いました。当会から各専門家からご指導頂いております環境省の土地使用補償「地上権の正常価格」は国内統一ルールである S37年閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第19条の条文「地代又は借賃をもって補償する」違反であることを糾しました。第42回交渉時指摘の通り、要綱の解説では同19条の趣旨について、「補償の根拠」を示したものと明記してあります。しかし平成29年9月6日環境省回答書では恣意的に「考え方」と変更しておりました。つまり「考え方」だから環境省が独自に、補償額を「地代」から「地上権の正常価格」に変えられることにした事になります。

そしてこの独自の考え方は中間貯蔵施設にだけは特別にできると主張しています。前回の交渉でも指摘したこの環境省の間違ひについての環境省回答は、「根拠より考え方の方が一般の方には分かり易いのでその表現にした」との内容でした。

これについて、要綱の解説の昭和39年発行初版本で、建設省計画局長町田充氏の「推薦のこ

とば」と同省計画局総務課長小林忠雄氏の「はしがき」の写しを配布し、要綱と要綱の解説は「要綱の立案、作成を担当し、その円滑且つ適正な運用を期待するものとして、趣旨内容に関し、詳細かつ実務的な解説の必要を痛感し本書を刊行した。そして事業者、一般国民、有識者、土地使用者が同要綱の趣旨を十分に理解のうえ」とある事を説明したところ、斉藤調整官から「他意があって、恣意的に表現を変えたわけではない」と認めたが、「表現を変えるつもりはない」との発言であった。

当会から再度追求し、同回答書の訂正を求めた処、再度の持ち帰りとなりました。

2.【環境省持ち帰りの回答】

これについて8月20日環境省からメールで回答がありました。『平成29年9月6日の環境省の文書を「要綱第19条は長期も対象です」との訂正要請について・平成29年9月6日付け文書は基準第24条について確認したことを御回答したものです。その内容が間違っているとは考えておりませんので、御要請にはお答え致しかねます。』

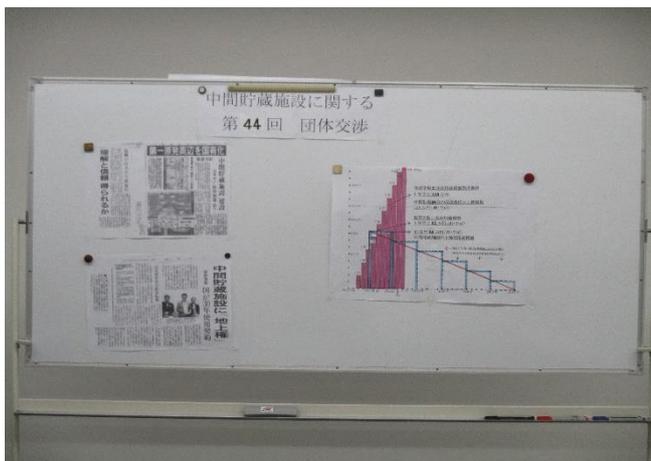
3.【第 44 回団体交渉に向けて】

第43回団体交渉につきましても専門家の先生方にご指導を頂き交渉に臨んでおりますが、同様に次回団体交渉に向け第43回団体交渉の内容をご報告の上で、ご指導を頂いております。さらに、要綱の解説にある第19条の趣旨の根拠を考え方に改ざんした事実について国交省、福島県、大熊町、同町議会、双葉町、同町議会に確認して頂き、当会の主張内容が事実のとおりであるとの回答を頂きました。

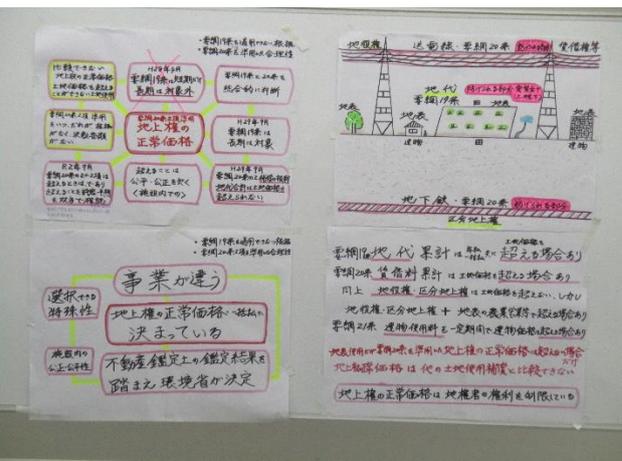
また、各先生方から、かなり論点が明確になってきたので、「論点整理」の作成についてご指導を頂き、「論点整理」を作成いたしました。これにより、論点がより明確になり次回以降の交渉がより論理的に進められることができることになりました。

4.【第 44 回団体交渉】

〈交渉での掲示内容〉



〈交渉での掲示内容〉



第44回団体交渉を9月14日(火)東京のTKP神田ビジネスセンターで行いました。今回は、環境省が要綱19条の地代補償をできない根拠と要綱20条を準用して「地上権の正常価格」ができる合理的な理由を糾すのが目的です。

まず、8月20日の回答「その内容が間違っているとは考えておりません」について
斉藤調整官から「それについて地権者の考えを踏みにじるような考え方他意をもって表現したわけ
ではなくて分かり易いように表現した」と前回交渉時と同じ説明でした。

つまり明らかに日本語としても、要綱の解説の事実としても間違えているのだが、これを認めると「地
上権の正常価格」が間違いであると認めることになるので、このようにしか答えられないという事が
明らかになってきました。

この回答を受けて、専門家の先生方からご指導頂いて作成した「補償基準の運用についての本
会の見解」を示し、一つ一つ項目を環境省に確認した処、当会の内容をその通りと認めました。ま
たその他の環境省主張についても掲示板写真の通り、すべて環境省主張は間違いである事を説
明し環境省からの反論は一切ありませんでした。さらに「地上権の正常価格」が、地権者の補償を
受ける権利を侵害していること並びに30年後の土地価格を想定して作成していることが、不動産
鑑定評価基準に反していることも合わせて説明し環境省側からの反論はまた一切ありませんでした。

本会の見解については、またまた、環境省の持ち帰り宿題となりました。

5.【環境省持ち帰りの回答】

(1)9月30日に『メールで中間貯蔵施設事業用地の取得等につきましては、「公共用地の取得に伴う
損失補償基準要綱の施行について」(S37.6.29閣議了解)第一に基づき、直轄基準を制定し、適正
に運用しているところです。よって、今後におきましても、当該直轄基準に基づき、事業の円滑な遂
行と損失の適正な補償の確保を図ってまいります。』

これは、環境省が「本会の見解」に全く反論できないことを認めた内容です。

各専門家の先生方も、この回答は次回以降の交渉の絶好の材料であることを踏まえて、論理的な
進め方をすろご指導を頂いております。

(2)同回答について「環境省の決意表明でなく、根拠を示した論理的な回答を求めました処、10月6
日再度、9月30日回答とまったく同じ内容の回答を送ってきました。

これは、前回回答で、環境省が「本会の見解」に全く反論できないことを認めたことをさらに追認し
た内容となりました。

6.【行政との情報共有・マスコミ対応】

コロナの感染拡大の影響で、残念ながら未だ直接ご訪問の活動は出来ておりませんが、電話や
メール等でのやり取りを通して、今まで以上に引き続き、環境省との団体交渉などについて福島県
中間貯蔵施設等対策室・大熊町・双葉町とも情報共有を図り、また、前記でご紹介のとおり具体的に
なご支援ご協力を頂いております。

また、マスコミの取材活動等につきましては、東京都内において各マスコミ関係者と直接お会いし、
当会の活動内容等を説明してありますと共にメールや電話などでも取材や情報共有などをさせて
頂いております。

7.【今後の活動方針・予定】

ご報告させて頂きました通り、環境省は、要綱19条の地代補償をできない根拠と要綱20条を準用できる「地上権の正常価格」の合理的な理由を全く説明ができておりません。これは要綱19条に書いていないことをやっているから、説明できないのは当然なのです。従いまして引き続き、専門家の先生方のご指導を得ながら要綱等のルールに基づき論理的に環境省を糾して参ります。

今月20日(火)には第45回の団体交渉を東京神田で予定しております。

また、11月にはコロナ感染防止対策を最優先に位置付けて第8回環境省説明会を、開催方法なども含めて環境省と調整を図っております。

今後も会員の皆様と共に正しい声を出し続け、国・環境省の間違いを糾して是正を求めていきましょう。よろしくお願ひ申し上げます。

添付書類

「補償基準の運用についての本会の見解」

「中間貯蔵施設における要綱第 19 条を適用しない環境省主張と当会の検証」

(作成者・問い合わせ先:30 年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 [090-3533-5515](tel:090-3533-5515)

※問い合わせはお名前を記載の上、原則メール(ショートメール可)でお願いいたします。